

患者の権利法をつくる会 御中

医療基本法に関するアンケートへのご回答

2024年10月23日

れいわ新選組政策審議会

問1：医療基本法制定の明記の有無

(回答) 党基本政策集において以下のように掲げております。これは医療基本法と同様の趣旨と考えております。

「患者の権利を保障する法制度を整備し、患者が医療を受ける権利、医療現場で患者への権利侵害が起きた場合の権利擁護・救済のしくみ、医療政策の決定過程における当事者参加のしくみづくりなどの環境整備を行う」(れいわ新選組基本政策)

<https://reiwa-shinsengumi.com/policy>

問2：医療政策決定の仕組みに患者や市民の参加の規定があるか

(回答) 問1でご回答したようにその旨の記載は、基本政策集に掲げております。

問3：患者の権利の擁護・尊重について

(回答) 同様です。

問3-3 患者の権利の擁護・尊重についての党の考え方

(回答) れいわ新選組は政策を決める際にその政策によって影響を受ける弱い立場に置かれている人々の意見をまず大事にすべきと常に訴えています。この当事者主義は、当所属の障害当事者である国会議員たちが「私達のことを抜きに私達のことを決めるな」と訴えた障害福祉行政への提言に基づいています。れいわ新選組では、特に弱い立場に置かれている患者の権利擁護が重要と考え、精神科医療機関における身体的拘束や医療保護入院の要件緩和などに反対してきました。

問4：医療基本法要綱案フォーラム版への意見

（回答）患者の権利擁護だけでなく、医療従事者の労働環境の改善についての内容が含まれていることが適切だと考えます。昨今発生する医療虐待問題は、医療従事者の意識改革だけでなく、処遇改善や人員不足に由来する部分が多いからです。その意味で、この法案が国に対する財政上の措置の責務を課していることは極めて重要だと考えます。

以上